

過度な描写を含むゲームソフトへの対応について

1 現行条例の問題点

- (1) 暴力や性等について過度な描写を含むゲームソフトも一般に流通している。
現行条例でも個別審査によるゲームソフトの有害図書類への指定は可能であるが、ゲームソフトについては、その性質上、個別審査が困難であるため、これまで有害図書類への指定は行われていない。
- (2) 団体指定の規定がわいせつ系しか想定していない。
- (3) 団体指定できる図書類が、録画テープ又は録画盤と限定されおり、ゲームソフトは含まれていない。

2 対策

条例第 16 条を改正し、ゲームソフトについても知事の指定した団体が審査し、青少年の視聴を不適当としたゲームソフトを有害図書類とする。

道が、市場に氾濫する多くのゲームソフトを審査の上、有害な内容のゲームソフトを有害図書類に個別指定するのと同様の効果が得られ、有害環境の浄化が大きく前進する。

3 ゲームソフト審査団体

- (1) 特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）
 - ・任天堂、ソニー、マイクロソフトでは、当該審査団体の審査を経てゲームソフトを発売している。（18 府県で指定）
- (2) 一般社団法人日本コンテンツ審査センター
 - ・アダルト系ゲームソフト等の審査を行っている。
 - ・現在、「録画テープ若しくは録画盤の制作若しくは販売を行う者で構成する団体」として北海道で指定している。（23 府県で指定）
- (3) 一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構
 - ・アダルト系ゲームソフト等の審査を行っている。
 - ・現在、「録画テープ若しくは録画盤の制作若しくは販売を行う者で構成する団体」として北海道で指定している。（25 府県で指定）

北海道青少年健全育成条例の抜粋

第 14 条 この章以下（第 5 章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (5) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、図書、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの。

※現行の規定でも図書類にゲームソフトは含まれる。

第 16 条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの 3 分の 1 以上を占めるもの
- (2) 録画テープ又は録画盤であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して 3 分を超えるもの若しくは合わせて 5 分を超えるもの又は録画テープ若しくは録画盤の制作若しくは販売を行う者で構成する団体が知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの